

○南伊豆町マスコットキャラクター「いろう男爵」着ぐるみ貸出要領

(平成26年10月20日要領第20号)

(趣旨)

第1条 この要領は、南伊豆町マスコットキャラクター「いろう男爵」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象行事)

第2条 貸出し対象行事は、次のとおりとする。

- (1) 南伊豆町が主催し、又は共催する行事
- (2) 町立の保育所、こども園、小学校及び中学校並びに自治会、NPO及び社会福祉法人等の公共的団体(法人格がないものを含む。)が開催する行事
- (3) 民間企業等が開催する事業のうち、社会的貢献活動等、公益的な目的で開催される行事
- (4) その他町長が公益的観点から適当と判断できる行事

(使用申請等)

第3条 着ぐるみの貸出しを希望するものは、あらかじめ、南伊豆町マスコットキャラクター「いろう男爵」着ぐるみ使用承認申請書(第1号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、受取希望日の7日前までに提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

3 町長は、第1項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しを承認するものとする。

- (1) 南伊豆町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) 営利目的のみの活動に使用するとき。
- (5) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (6) キャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみの貸出しについて町長が不適當であると認めたとき。

(使用承認等)

第4条 町長は、前条の規定により申請を行ったものに対し、承認をしたときは着ぐるみ使用（変更）承認通知書（第2号様式。以下「使用（変更）承認通知書」という。）を、承認をしなかったときは着ぐるみ使用（変更）不承認通知書（第3号様式。以下「使用（変更）不承認通知書」という。）を交付するものとする。

2 同一時期に複数の申込みがあったときは、原則として先着順とする。

3 町長は、第1項に規定する貸出しの承認の通知をした後であっても、町の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると認めたときは、貸出しの承認を取り消すことができる。

(貸出料)

第5条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。ただし、着ぐるみの運搬等に係る経費は、貸出しの承認を受けたもの（以下「使用者」という。）の負担とする。

(遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 第三者に転貸しないこと。
- (4) 着ぐるみ添付の注意事項を遵守すること。

(承認内容の変更)

第7条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、南伊豆町マスコットキャラクター「いろう男爵」着ぐるみ使用変更承認申請書（第4号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合、その内容を審査し、変更を承認したときは、使用者に使用（変更）承認通知書を、承認をしなかったときは使用（変更）不承認通知書を交付するものとする。

(使用承認の取消)

第8条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しの承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適當であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に南伊豆町マスコットキャラクター「いろろ男爵」着ぐるみ使用承認取消書（第5号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定により貸出しの承認を取り消された者は、直ちに、着ぐるみを返却しなければならない。

（原状回復）

第9条 使用者は、着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

（町の免責）

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者によりなされた第三者への損害に対しては、町は一切その責めを負わない。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要領は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

南伊豆町マスコットキャラクター「いろろ男爵」着ぐるみ使用承認申請書  
[別紙参照]

様式第2号(第4条・7条関係)

南伊豆町マスコットキャラクター「いろろ男爵」着ぐるみ使用（変更）承認通知書  
[別紙参照]

様式第3号(第4条・7条関係)

南伊豆町マスコットキャラクター「いろう男爵」着ぐるみ使用(変更)不承認通知書

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

南伊豆町マスコットキャラクター「いろう男爵」着ぐるみ使用変更承認申請書

[別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

南伊豆町マスコットキャラクター「いろう男爵」着ぐるみ使用承認取消書

[別紙参照]